

## 製品起因による事故ではないと判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考	参考情報
1	A201700650 平成29年12月16日(兵庫県) 平成30年1月12日	電動キックスケーター	(死亡1名) 栈橋で使用者が当該製品で走行中、海に転落し、死亡が確認された。	●使用者は当該製品から降車後、歩行中に海に転落したことが判明したことから、製品起因による事故ではないと判断した。		○使用場所 栈橋 ○調査の結果、当該製品は転落場所になく、使用者は当該製品から降りた後、栈橋を歩行中に海に転落したことが判明。

## 確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考	参考情報
1	A201700213 平成29年7月6日(岐阜県) 平成29年7月18日	密閉式(BF式)ガス 給湯付ふろがま(LP ガス用)	(火災、軽傷1名) 当該製品を点火したところ、当該 製品を焼損する火災が発生し、1 名が火傷を負った。	●当該事業者は、販売事業者を通じて当該事業者の製品が焼損した旨の連絡 を受け、重大製品事故の報告を行った。消防の調査の結果、当該製品に異常 は認められず、物的被害もないことから、火災に至らない事故と判断された。 よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。		○使用場所 自宅 ○消防の調査によれば、強化ガ スホースと管継手との接続部か らガスが漏れて浴室内に滞留 し、点火操作の火花が引火した ものであり、業者の施行不良と 推定。
2	A201700483 平成29年10月14日(福岡県) 平成29年11月8日	ガストーチ	(火災) 当該製品を点火したところ、当該 製品及び周辺を焼損する火災が 発生した。	●当該製品について調査の結果、他社製であることが判明したことから、当該 事業者は報告義務者ではないと判断した。		○使用場所 自宅 ○調査の結果、ノズルの長さ、フ ランジ及びアルミダイカストの形 状が当該製品と異なることが判 明。
3	A201700601 平成29年12月20日(千葉県) 平成29年12月26日	装飾用電灯器具(LED イルミネーションラ イト)	(火災) 宿泊施設の浴室で当該製品を 使用中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	●当該製品について調査の結果、当該事業者が輸入した製品でないことが判 明したことから、当該事業者は報告義務者ではないと判断した。		○使用場所 宿泊施設の浴室 ○調査の結果、輸入事業者でな いことが判明し、平成30年3月30 日に管理番号A201700842として 受理。
4	A201700673 平成30年1月10日(大阪府) 平成30年1月19日	バッテリー(リチウム ポリマー)	(火災) 集配所で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	●当該製品は、一般消費者に販売されていないことが判明したため、消費生活 用製品に該当しないと判断した。		○使用場所 集配所
5	A201700789 平成30年2月20日(埼玉県) 平成30年3月6日	洗面化粧台	(重傷1名) 当該製品の引き出しを引き出し たところ、落下し、足指を負傷し た。	●当該事業者は被害者から情報収集を行い、治療期間が30日以上になると判 断し、10日以内に重大製品事故の報告を消費者庁に行ったもの。しかしなが ら、その後、当該事業者が被害者から通院記録を受領したところ、30日未満で あったことが判明した。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象 外とした。		○使用場所 自宅